

市第 88 号議案 横浜市国際学生会館の指定管理者の指定

横浜市国際学生会館は、外国人の留学生、研究者等に宿泊施設を提供するとともに、市民の国際理解の増進に寄与することを目的に設置されました。平成 30 年 3 月 31 日で現在の第三期指定管理期間が満了しますので、第四期指定管理者を指定します。

1 指定候補者の選定について

公募により 1 団体から応募があり、横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会において審査した結果、指定候補者として「公益財団法人 横浜市国際交流協会」（現指定管理者）が選定されました。

2 指定管理期間（第四期）

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

3 施設概要

- (1) 所在地 横浜市鶴見区本町通 4 - 171 - 23
- (2) 開設日 平成 6 年 5 月 1 日
- (3) 居室種類 単身室 (18 m²) 95 室、家族室 (38 m²) 10 室、研究者室 (38 m²) 5 室、臨時宿泊室 (18 m²) 5 室 合計 115 室
- (4) 入居者国籍等（平成 29 年 12 月 1 日現在）
中国 37 名、韓国 20 名、ネパール 6 名等 合計 28 か国 108 名